

2022年3月30日

各 位

会 社 名 アトラグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長CEO 久世 博之
(コード番号：6029 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役CFO 田中 雅樹
(TEL. 06-6533-7622)

最高裁判所の決定に関するお知らせ（当社全面勝訴確定）

当社は、2022年3月24日付で最高裁判所より、アトラス株式会社が行っていた2021年10月14日付の大阪高等裁判所による判決に対する上告受理申立てについて、不受理を決定する旨の通知を受け、当社の全面勝訴が確定しましたのでお知らせします。

記

1. 決定のあった年月日及び裁判所

- (1) 年月日：2022年3月24日
- (2) 裁判所：最高裁判所

2. 訴訟の経緯

アトラス株式会社は、当社より不動産を賃借することにより「ほねつぎブランド接骨院チェーン」（以下「本チェーン」という。）に加盟し、加盟院を開業、運営しておりました。しかしながら、2015年7月以降、賃料等の支払いを長期に亘り滞納したため、当社は、2017年6月9日、賃料等11,678,545円の支払いを求めて、大阪地方裁判所に提訴しました。

これに対し、アトラス株式会社は、本チェーン加盟契約前の当社による情報提供に虚偽があったことにより経営判断を誤った（情報提供義務違反）として、開業のために支出した初期投資費用などが損害であるとの損害賠償請求権を主張し、これを当社が本件訴訟で請求した金額と相殺することを求めておりました。2020年3月27日に出た大阪地方裁判所における一審の判決は、アトラス株式会社の相殺の主張を否定し、賃料部分の当社の請求をすべて認める内容の勝訴となりました。

その後、アトラス株式会社が控訴しましたが、2021年10月14日に再び当社勝訴の判決が出されました。

また、アトラス株式会社は上述の損害賠償請求権に基づく請求（反訴）を当社に対して行っておりましたが、こちらの請求は全部棄却となりました。

この度の最高裁判所による決定により、当社の全面勝訴が確定しました。

アトラス株式会社は当社に対する既報の集団訴訟の原告の1社であり、アトラス株式会社が主張した損害賠償請求権の内容は集団訴訟の原告が損害賠償の請求原因として掲げているものと同趣旨であります。なお、集団訴訟におけるアトラス株式会社の請求は民事訴訟法上の重複訴訟の禁止（本件訴訟との重複）に該当するものとして、既に却下判決が確定しております。

3. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人（アトラス株式会社）の負担とする。

4. 今後の見通し

別途提起されております集団訴訟などにおいては、アトラス株式会社の主張と同様の損害賠償請求権の有無を争点として、審理が続いておりますが、引き続き、当社の主張の正当性が認められるよう努めてまいります。

なお、これらの訴訟に伴い当社の業績に重要な影響を与える事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上